

拙訳『清明集』に対する

高橋芳郎氏の「訂誤」について

梅原郁

この名古屋大学『東洋史研究報告』の昨年度発行の第十二号で、高橋芳郎氏は、「梅原郁訳注『名公書判清明集』訂誤」なる一文を発表された。編集の扱いとしては、批評と紹介の中に入っているが、訂誤と銘打つ表題でも推測されるように、一般的な批評・紹介とはかなり異った内容となつてゐる。それだけに高橋氏のみなみならぬ自信があふれているわけだが、俎上にあげられた私としては、やはり、それなりの意思表示をしておく必要を痛感させられた。最初に断わつておくが、私はここで高橋氏の訂誤に対して、反駁を書き連ね論争を展開する気持は毛頭ない。もし、この訳注が全く個人の著書であったなら、私は多分、意思表示と称するこの小文をも草しなかつたであろう。しかし、『清明集』の訳注は、京都大学人文科学研究所において、数多くのかたがたの

協力を得て行なつた輸訳の結果を、私の名を冠するにせよ、共同研究班の成果の一部として刊行したものである。高橋氏の訂誤には、以下に述べるように、その中に、それだけが一人歩きして、さまざまな影響を与える言辞を数多く含んでいると私は受取れる。具体的な批判乃至訂誤の部分をとばして、たとえば「情熱と誠意の欠如」「本書には訳注本として考えうるあらゆる欠陥がすべて出揃つていると言つてよい。しかも大量に。」とか、「より重大なのは先行研究の未消化である。」などという語句を目にし、高橋氏が次から次へと列記される極めて多くの「訂誤」の量とあわせて、「これが本当に人文科学研究所における共同研究の成果であり、梅原氏の作品であろうかと疑わずにはおれなかつた」という氏の指摘を鵜呑みにされる若い読者がいたとしても不思議はない。こと

が、人文研の輪読会の性格にかかわつてみると私も黙過しているわけにはゆかぬ。そこで、このような訳注を作つて公刊するこちら側の姿勢、訳注の基本方針といった幾つかの点を説明しながら、高橋氏の訂誤が果してどれくらい正鶴を射ているのかといった点に触れてみたい。なお、訳注は共同研究班参加者全員の協力を得たが、活字にまとめて直す仕事は梅原がその責を負つてゐる。ところが、高橋氏の場合も似通つたところがある。従つてここでは、便宜上、しばらく梅原個人の責任ということにして、論議を進めさせていただく。

仁井田陞氏をはじめとした先駆的業績をふまえて、静嘉堂の宋本『清明集』は、少し宋代の社会・経済に関心を寄せる者なら、誰でも紐解く重要な文献であり、従つて論文に引用される度合も少くなかった。だが、それを正確に読み通すとなると、さまざまに困難に逢着する。宮崎市定先生との輪読会では、とりあえず書き下し文に改め、それに詳細な注をつけようという作業を行なつてみた。しかし、書き下し文、いわゆる「訓読み書き流し体」では、こうした種類の文章は、多くの曖昧な部分が残るのでないかという結論に達した。そこで、

暫らく用語・用例の検討に時間をおいたのち、昭和五十三年から、改めて、班員諸兄の御協力を得て、現代語訳を試みたわけである。『清明集』が個人の著作、もしくはある筋道をもつた作品の翻訳であれば、さほど問題にならなかつたかと思われる難題が、そこここに山積していた。作者當人にはある事件の顛末が自明の事に属するのに、いまそれを読む我々は、断片的記事から全体を再構成しなければならぬ。それにいろいろな方法があるが、我々の訳注が、どちらかといふと、残された用語、文章の解析により力を注ぐのに対し、高橋氏らは、各自、全体を頭の中で仮定し、それに基いて議論を展開する傾向が強いのではないか。言うまでもなく、これは相対的なたとえで、実際には両方の立場で欠点、仮説を修正しつつ、眞実に近づくべきなのだが、正直いって両者とも、まだそこまで力が及ばぬというところかと思われる。私にとっては、高橋氏が指摘される私の誤まりの中に、こうした仮説にもとづく判断によつて、教えられる部分が少くなかった。そうした点については、氏の指摘を十分に咀嚼して、訳注を考え直すべき部分があると思つてゐる。

ところで、私は、私の教を受けた諸先生の影響かどうか知らぬが、日本語訳をするからには、できる限り、訳者の意志

で括弧つきの説明を行なわぬということと、原文の漢字をそのままに使用しないことを原則として来た。高橋氏はたびたび、「このままでは読者は何を言つてゐるのかわからぬ」といった種類の批判を連発され、括弧で意味を補おうとされる。なるほど『清明集』は特殊な文章だから、読者のためにできるだけ丁寧に補足を加える方が望ましいかも知れぬ。だが、括弧をつけて多くの意味を補つてゆく方法は、同時に、それと意識しなくとも、原文を自分の理解し易い、あるいは都合の良い方向へと導きがちになる。班員の中には、輪読の際、括弧を多くつけた原稿を出されたかたもおられる。敢てそれをとらなかつたのは専ら私の責任である。それと関連することだが、私は本書の対象を極めて限定した範囲に考えてゐる。それは『清明集』本文が入手でき、それをみてある程度の判断ができるかたがたとしてよからう。私の受業の師の一人は、日本語と中国語は全く違うものと考えるよう力説された。『頗る』は決して「すこぶるつきの美人」のすこぶるではないし、『蓋し』や『遂に』は、「多分」とか「どうとう」と訳すケースはむしろ少いだろう。すべての訳がそれで押し通せるわけではないが、私はこれでも、できる限り、そした面で神経を使つてゐるつもりである。力のないのはや

むを得ないが、「率先」を高橋氏がいうように、そのまま使うことには躊躇されるのもそうした基本姿勢とかかわる。

次に注についても高橋氏はしばしば、批判の矢をむけられ、その不適正と先行研究の記載もれなどにつき言を費している。確かに、私の不注意もあって、多数の原稿提出者の注を草率に掲載し、前後喰い違いを生じている部分もある。だが、ここでも、私の思つてゐる注と氏のそれの間に微妙なズレがある。一四一頁注(3)に(以下頁数はすべて『清明集訳注』のそれ)『宋会要』の「典賣田宅、交易文契邀約、錢主改為典買人、業主改為典賣人」という資料を引くが、この資料は何ら「錢主」・「業主」を「質取主」・「質入主」と訳すべき根拠を提供するものではない(二一九頁・上段)と言われるあたりにそれが最も色濃くあらわれてゐる。後にも触るよう、私は「宋代の用例」というものにややこだわる。この錢主・業主の場合違つたが、『清明集』だけに見えて、他の資料にあまりあらわれぬ語句も少くない。やや関係を持つ、重要と思われる記事を一応引用しておいて、後考を俟つ部分があつても、一様にそれは無用と決めつける必要もなかろう。そんな風に言えば、大抵の中国の学者の脚注はこの範疇に入つてしまふことになりかねない。

このほか、目立つ指摘としては、同一語句・語彙に対し必ずしも統一した訳をしていないこと、「風俗」「情」「法」「理」などの語に対する訳語の誤まりや不適当がある。前者については、部分的には高橋氏の仰言る通りであっても、また一方、性格も情況も一様でない背景の中で、その文章の流れに沿つて意訳してゆくことが、一概に不正確とはいきれないとも思う。後者、たとえば「風俗」について、『原文』「風俗」を「人情」と訳すのは不適切。例えば、地方志の「風俗」の項には、人情だけでなく習俗、慣習、土地民の性格や行動様式といった幅広い内容が含まれている。「風俗」の語をそのまま用いて注で解説すべきであろう。(一一〇頁・下段)と高橋氏は提案される。『漢書』地理志の「風・俗」の定義から、清代の觀風整俗使に至るまで、この言葉は氏がいう通り、日本の「風俗」とは違った重みを持っている。では「風俗」をそのまま出し、注でそれらを説明したら事が済むだろうか。それこそ読者はいちいち後の注をみて、そこで多様な選択肢を示されて、果して納得するであろうか。ここでは、深入りを避け、氏が信頼すべき拠所としてしばしば挙げられる滋賀秀三氏の見解を引用しておこう。「風俗を体問」することは情を尽すという要請、常套語でいえば、「小大の獄、必

ず其の情を以てす」という一般的要請の一側面として位置づけられるわけである。(中略)「人情」という一般的概念のなかに、「各處の風俗往往にして同じからず」という土地ごとの情況差までが包括的に含意されているのである。(滋賀、『清代中国の法と裁判』三四二—三頁)。ちなみに、高橋氏は滋賀氏の諸労作、とくにこの『清代中国の法と裁判』を参考にされ、それに基づいて、宋代のそれを解する有効性を強調される。私はこの訳注では、できる限り『清明集』の中で、次に南宋の江南の中で、当時の状況に身をおいて訳する心づもり、その当否は別として、また事実それができたかどうかは別として、そうした心づもりを試行錯誤的にではあれやつてみようとした。法制関係の原資料を少し眺めていると、唐と元にはさまれた宋は誠に興味深い時代であるようと思われてくる。高橋氏は私がマルでこうした方面の常識に欠けるような表現を使われ、事実その通りであるかも知れぬが、その私でも唐と元の法律文書の幾らかはききかじったことがある。そこで本当に宋を理解する一手段として、ひとまず、宋だけでもどこまでできるかを試してみたかった。注において高橋氏を含めて、『清明集』を使った宋代の諸研究にあえて深く触れたかったのも、一度、原点に立戻つてみてはという意識に

もとづくからで他意はない。

さて、具体的に高橋氏が訂誤された部分の適否について、次に検討してみたい。先に私は、用語や用例(しかも宋代のそれが気にかかると書いた。氏の批判を通して読むと、とくに

文章、語彙の問題では、氏は、私たちとはやや違った次元ないし思考の上に立っておられるというしか今のところ適當な言葉がみつけにくい。一つ二つ例を挙げる。①『一三一頁注(3)』の「批破」は「批鑿と破棄をちぢめたものか。消したし」とではない。「批鑿」・「批退」などの「批」はみな余白に書きこむことである。『雍正硃批諭旨』を想起されたい。

また「批破」の「破」は破棄ではなく、「射破」や「説破」(本書一九四頁四行目)と同じく強めの助字であるう』(一一一頁・下段)、『五一頁七行目、原文「批鑿」は既述のように「抹消」ではなく「書き込み』(一二三頁・下段)。②『五一〇頁五〇六行目、原文「何可照使」は、「どうしてその通り処理できようか」ではなく「どうして証拠できようか」。照使の「使」は「若使」・「憑使」・「正使」・「向使」などと同じく一音節化するための助字で特に意味はない』(一二二頁・上段)、③『一六七頁一行目、原文「聽自施行」は「施行」をゆる

す』ではなく「施行を待て」。『聽自』は「聽候」に同じ』(一三三頁・上段)。『三一一页九〇行目、原文「更取自県衙斟酌施行」は「更に県役所の斟酌を取つて施行する』(中略)「取自」の自は単なる助字で……』(一四一頁・上段)。

これらはいずれも、一字の動詞に、「使」「自」あるいは強意の「破」を加えて二字の熟語になっているにすぎず、すべてそれを考慮して訳を作るべきだと指摘である。たしかに宋代以後、これまでの文言の外に、いろいろな形の文体が出現し、その一つ吏文乃至それを包みこんだ形の文言が普遍化した。その際、四字句、六字句に拘泥することや、口調の関係で、特に②③などで言われる使や自の使用が目につくようになる。しかし、四字句、六字句を作るために、二字の熟語を作る際、ほとんど意味の一字をつけ加える場合よりも、むしろ、四字を二字に縮少するケースの方が遙かに多い。そうした熟字は、また、宋なら宋、元なら元の一つの特色を持ち、比較的命が短かかったのではないかとも想像される。『宋会要』や『元典章』などは、それらの実像を体得する恰好の史料なわけだが、さて、高橋氏のいわれる「照使」は「照」と全く同じで、しかも意味が「証拠」と断定できるのだろうか。明板の『清明集』にも「不与照使」「難以照使」の用例

があるが、もう少し他を探すと、『長編』巻二九二、三裏の「近取索大名府公使例策照使」や、『宋会要』職官八一一表の「照拠文字一件、可以照使」といった使い方が目にとまる。これら照使の使いに使用の方向の意味が全くなく、照使で証拠を意味すると言いつて切れるであろうか。正使や向使は、唐以前、文言で良く使われた雖復と同じように下の使は意味をつけなくて良い用例が多いが、それとて、訳には微妙な配慮が必要だろう。まして照使、憑使が、照、憑と殆んど同じという断定には承服しかねる。(1)の批破に至ると、ことはもつと重要になる。いつたい簡単に強意といわれるが、強意を訳文にあらわすためにはそれなりの工夫が必要である。論破、説破、擊破とかの破にはそれぞれの意味があろう。原訳もそれにもとづいて「受渡しづみの批」としてあり、なお単なる強意以外のケースがあり得ることも考慮して注をつけているのである。また「批」がすべて書き込みで、御丁寧に「硃批諭旨」を想起せよと書いておられるのも何か一つのことにつだわっての発言ではないかと思われる。上は皇帝以下、下は地方長官までの案文・書類に対する裁定が「批」であり、その下の文字を批するのか、それとも批の内容が下の文字なのか、論議が分れようが、とにかく、「批鑿」は現在使用済

の通帳や旅券にパンチを入れる方向で理解して良いと思う。
③の自はたしかにあまり意味がなく、それを含んで訳したつもりだが、誤解されてしまった。ただ聴自の聴が候と同じといった解釈にはこれまた従いがたい、聴候という熟語があるから、聴でも候でも良いと断言するためにはそれなりの証拠が要る筈である。

次に目につくのは熟語の解釈の誤まりである。私の方で注においてより詳しい説明を加えておればこうした間違いは起らなかつたかと思われるが、逆に氏の語句に対する解釈はかなりの程度、現在の自分たちの頭の中だけで妥当と思われたものを直接提示しておられるのではないかという疑惑をいだかせる。氏の文章はこの訂誤だけでなく、断定的な表現法にその特色があるが、訂誤においては特に、「甲ではなくて乙、Aは誤まりでB」という句でうずめられる。通例こういう時にはその論拠の一・二を併記するものだが、氏の場合よほど自信があるのか、たいていは断定してそれに若干の解説を加えるにとどまる。ところが、これに存外誤まりが多いのである。「二三四頁」行目および「二三五頁注(8)」、原文「録白干照」は、「白い紙に書いた干照」ではなく「でたらめな干照」であろう。「白」は「謊言、でたらめ」の意。(二三四頁・上段)、

といい、一二二頁下段の「宗派白約」でも「一族内でたらめな約束書」で通しておられる。録白は『司馬光文集』卷五、乞合両省為一劄子に、「中書省錄黃、枢密院錄白、恐有未當」とあるのをはじめ、『宋会要』職官一一四一表に「齎出身以來眞本付身、印紙、家狀、同錄白具陳」と数多くの用例を挙げられる。これが「でたらめ」の意味でないことは明白であろう。二三三四頁一行目、原文「坐牌」は「申立ての場所に坐つて」ではなく「(官衙の)役卒のところへ来て」。「坐」は「坐序」・「坐席」などのように「(ある場所に)赴く、位置する」、「牌」は「牌子」・「牌頭」などの官衙の役卒であるう(一二五頁・下段)。もしこうした断定乃至推定を行なうならば、「坐」という用語がここで何故使用される必要があるのか、牌が一字で官衙の役卒を表わす例が果してあるのか、だいいち、牌子、牌頭が本当に宋代の官衙の役卒なのか、といった事実をおさえてかかる手続が必要であろう。ところで、『孫公談圃』卷中に次のような一文がある。「公為京東憲、置黒漆牌、雌黃字云、刑獄冤濫、詞理抑屈、州縣不理、立此牌下、按部使人前佩之、一日有婦人慟哭牌下、曰吾女死夫家、不知其由、公取其案劾之、果得其冤、一路震駭」。これが本条でいう坐牌に關係するとみるか、高橋氏の方が正しいか、判

断はおのずから明らかであろう。こうした例は、一二四頁下段の「申明指揮」、一二五頁下段の「担錢人」、一二六頁上段の「堂前財物」、一四四頁下段「舉首」など、なお幾つかを挙げることができる。

先に、高橋氏は、文章、語彙などに向う角度が、私とは少し違っているのではないかという意味のことを言つた。以下その点に論及してみたい。たとえば、九三頁六行目、原文は「曹隅官」であつて「曾隅官」ではない。つまり曾という姓の隅官ではなく「同僚の官吏」。よつて隅官を解説した九四頁の注(2)は不要(二二九頁上段)。高橋氏が指摘されるように、本書には相当數の誤植があり、この点については弁明の余地はない。そのため高橋氏ならびに読者に余分な御迷惑をおかけした点は深くお詫びしたい。我ながら恐縮するのは、一三二頁の「百二十文有零」で、ここは原稿では、有奇と有零の語感から、有零を「ちよつと」と訳した。それが、どこで間違つたか「ちょうど」になつてゐる例などである。本題に戻つて、ここの曾隅官の曾も曹の誤植だが、問題は曹隅官を「同僚の官吏」とどるか「曹という姓の隅官」とみるかにある。県尉と同僚の官という想定は別に不思議ではない。しかし、宋代に果してどれだけ「曹隅の官」という言葉が流布

していったか。私はその点にひっかかる。しかも正史などに

出て来る同僚、同官は「曹偶」で、偶と隅は発音も違う。曹

という隅官がここに出て来ることが誤まりと、どうして速断できるのか。」三〇七頁注(3)、原文「照條則留禁地」は、

「条に照らし則ち禁地を留む」と訓んで何ら問題はない(本文

の解釈はなぜか正しい)。なぜ「則」は「起」の誤まりとすべき

のか理解できない』(一四〇頁・下段)になると高橋氏と私

の相違がハッキリしよう。私の目では原文の「則」の字はそ

の字が持つ機能を果していないのである。何故ここでわざわ

ざ「則」を持出すのか、筆者翁甫の文章に納得できない。一方「尙留」という二字はいくつかの用例を通じてこの場所に

ふさわしく、字形も誤まりやすく、文章も落着く。それ故に注にその旨を書いただけである。ことはやや違うが「二一七

頁注(7)、原文「照 条行」について「欠字がわからぬが……」

…と言つたが、本資料では「条」や「勅」字の前の一字を空ける

例は他にも多い。訳注者の言とも思われない(一三六頁・上段)

なども、私には高橋氏のようになんに簡単に割れぬ。結果は多分、「条に照らし」であろうが、実は、宋板『清明集』の空格

はそれほど多くないのである。七ヶ處ある照条はいずれもつまっているし、条一字の上が空格になつてゐる例は一つにす

ぎぬ。そこでこうした蛇足が入つてゐることになる。

これらにも増して、やや長い文章となつてくると、問題はさらに大きくなる。これも幾つかあるが、一つだけ典型的な例を挙げておく。三一七頁一行目は意味が全く逆である。原文「豈特嬪嬪墳不可動、雖古墓亦不可動也」は、「どうし

てただに娘や嬪の墳墓は動かしてはいけなく、古い墓でも動かしてはいけないことがあらうか(皆動かしてもよい)」

(一四一頁・下段)。これは単に誤まりというだけで済ませられず、その底に、鼎の軽重を問われかねぬ本質的な事柄さえ含むと私には思える。高橋氏も目前の功を焦らず、じっくり足

許を固める努力をしていただきたいものである。ここでは「豈特……。雖……亦……也。」という構文が完全に無視され

て、豈と也が一氣につながつているではないか。もし私の解釈が誤まりとすれば、『孟子』尽心の「豈惟口腹有飢渴之害

人心亦皆有害」をどう訳そうとされるのか。

なお、これは蛇足かも知れぬが、高橋氏が私の誤謬を指摘される際、『中国社会経済史資料・第一輯』(一九八五、福建人民出版社)収録の評点本『清明集』に依拠されている部分が多く、い様に見受けられる。その中で「二六九頁注(1)の原文は、「投児年月」であつて「投兒年月」ではない。「児」は「貌」

に同じ』（一三八頁・下段）とされるが、兎が貌に同じとは何に
もとづくのか、投貌とはいつたい何の意味か、高橋氏自身に
機会をみて御教示を願いたい。また『三六八頁』一行目、原文
「且合依母」は、「しばし母親（姑）を頼りにすべきなのに」。本
書は「且合依、母……」と訓み誤つたため、訳文にも誤りが
生じている。（一四四頁・下段）も、恐らく、評点本にもとづく
指摘だろうが、必ずしもそうと速断はできかねる。多分、今
後フルにお使いになるであろう明板『清明集』句点本につい
ても、ザッと目を通して、やはり承服しにくい部分の幾つか
に容易に気付かれるであろう。

くり返すが、私はこうした形で、高橋氏と議論をやり合う
気持はいだいていない。それは結局のところあまり生産的で
ない泥仕合になるくらいがオチであると予測されるからであ
る。念のため繰返しておくが、高橋氏の批判の中には傾聴す
べき意見、我々の蒙をひらいていただいた部分が決して少な
くない。私はそれに対する感謝の意をささげ、その学恩
に報いたいと思っている。ただ、拙訳『清明集』の「訂誤」
と銘を打つていただきには些か承服しかねる。どだい訂誤
とは本人が書くもので、さもなくば著者の死後に誰かが著す

ものである。そして「訂誤」といわれるほど私の方ばかりが
誤謬を犯しているとも思えないことは、これまで述べたこと
からも一斑がうかがえよう。高橋氏の指摘される約半分は、
水掛論になる可能性を持つ部分で、あとはまず両方五分五分
の誤りを犯しているあたりではないだろうか。氏の訂誤を何
回か読んで、私の脳裏を去来したのは、以前名大におられた
某先生が、遠い昔ある書評で書かれた「好漢兵法を知らず」
の一句である。氏がこの訂誤に本当に血を通わせようとする
なら、是非とも近い将来、明板『清明集』を御自身の手で
邦訳されることが第一だと思う。それはこうなつてくると氏
の責務だといってよいのではないか。私の訳書の持つ多くの
欠点を克服して、立派な訳注を作りあげられることが、なま
じの議論をやり合つよりも、学界を裨益すること遙かに大き
く、また意義があるという点については、氏も同意してくだ
さることと信じて いる。

（うめはら かおる 京都大学人文科学研究所教授）